

第7回滋賀県男女共同参画審議会 会議概要

1 開催日時・場所

令和8年2月12日(木)10時 00 分～11時40 分

滋賀県危機管理センター会議室1

2 出席委員(五十音順、敬称略)

井上伸一、奥村仁史、桐畑絵里、斎藤真緒、田中秀樹、谷口麻起子、中村正吾、
沼波洋子、橋本夏音、平山正樹、藤野敦子、正木大輔、三田村美江、山崎いずみ

3 議題

(1)滋賀県男女共同参画・女性活躍推進計画案について

4 議事概要

(1)滋賀県男女共同参画・女性活躍推進計画案について

資料に基づき、事務局から説明。

(委員)

2点、主に意見させていただく。一つ目は資料1、9ページのNo.41の「あらゆる暴力やセクシャルハラスメント等の根絶に対して、学校教育における性暴力等の防止に向けた取組の具体性が欠けている気がする」という意見に対する加筆が、「生命の安全教育」となっているが、求められていることと対応しているかどうか。確かに、性暴力等の防止の取組の一部ではあると思うが、発達段階に応じた自分自身の体の大切さなど、もう少し書き込んだりすることができるのではないかなど、皆さんの御意見をいただければと思う。

それに少し関連して、資料1、13ページNo.60の「プレコンセプションケア」について、冒頭の方の、「ジェンダーだけではなくてダイバーシティ&インクルージョン」の意見については、主に男女の性別に関係なくというところで回答されていたと思うが、日頃、大学生と関わっていると、そもそも結婚に未来を持たないというか、そこをセーフティーネットとして求めている若者も結構増えてきている。セクシュアルマイノリティ、自分自身が性自認を持たない学生も非常に増えてきていて、そういう考え方も広がっていく中で、あえてジェンダーだけに特化をして記述をすること自体が、そうした人たちが、そもそもマイノリティだという差別を強化してしまう役割を果たしてしまうので、ジェンダー問題が非常に重要な問題であるけれども、それと並行して、

「ダイバーシティ&インクルージョン」というのは、必ずセットで議論されなければいけないという流れにシフトする必要があると思っている。その点について、もう少し踏み込んで、今後検討する必要があるのではないかと。

それに関わって、60番のプレコンセプションケアは、やはり男女というところに関わって、妊娠・出産みたいなのが前提化しているが、自分自身の生き方として、そういう機能を望まない、あるいはそれを求めない人たちもいる。そこだけが教育の中で、今、このタイミングで書き込まれていくということが、果たしてこの人権ベースの問題について、適切かどうかということについては、今後、検討する必要があるのではないかと。

(事務局)

資料1の9ページの41番について、事務局としては、対応できていると考えて記載させていただいている。あらゆる暴力やセクシャルハラスメントの根絶に対して、学校教育の部分が欠けているという御意見をいただいております。学習指導要領に記載の通り、学校教育での取組を記載しているところ。これ以外にも、暴力やセクシャルハラスメントとしてだけではなく、学校教育の中で取り組んでいる、男女共同参画意識の醸成のところ、記載をしているところではある。御意見をいただいたので再度検討したいと思っているが、県としては、これで対応させていただければと思っている。

資料1、13ページの60番、審議会での諮問をいただくタイミングから、審議会以外にも様々、たくさん御意見をいただきながら、男女という違いに着目して取組を進めていくべきではないかとか、パブリックコメントでいただいた御意見のように、ダイバーシティ&インクルージョンの視点で取組を進めていくべきではないかという点について、たくさん御意見をいただいたところ。基本理念等にも書いているが、現状、管理的職業従事者の割合や男女間賃金格差等において、統計上、男女間格差が生じており、平等な機会が確保されていないのではないかとこのところに着目してこの計画を策定しているところ。これはあくまでも男女共同参画を実現するための取組であるが、ひいては、それがジェンダー平等社会、性的指向、ジェンダーアイデンティティみたいなどころにも繋がっていくのではないかとということで基本理念に明記をしているので、このままとさせていただくことになると思うが、取組にあたっては、そういうところも十分に留意をしながら進めていければと思う。

(会長)

41番の部分について生命の安全教育だけに留め、包括的性教育のことは記載されないということか。

(事務局)

包括的性教育の説明が漏れていたが、記載している。どこに何を位置付けるかということもあると思うが、健康の部分と、あともう少し広範なところ

で、「男女共同参画意識の醸成」の、プラン案、資料3の31ページの「(2) 子ども・若者に向けた取組」の23行目から26行目のところに、「包括的性教育」を位置づけており、暴力やセクシャルハラスメントの根絶のところではないが、そこに全てに繋がっていくような「男女共同参画意識の醸成に向けた取組」のところで取組を進めていければと思う。

(会長) 包括的性教育については、包括的な観点であるため、当該箇所にも記載してもよいのではないかと思ったが、31ページとは別の箇所に記載があるため、あえてこちらには記載していない、という理解でよいか。

(事務局) 県の考え方の中に書いてはどうかということかと思うが、御意見も踏まえて、再度検討させていただく。

(委員) プラン49ページ、資料1、19ページのNO.94の、市の男女共同参画センターの廃止に関する意見について、私も当事者なので、御意見させていただきたい。プランの中で、例えば、49ページの重点、「地域における男女共同参画」の「②地域の実情に応じた取組の推進」のところを指しているかと思う。「地域の特色を踏まえた市町の男女共同参画計画が策定されるよう情報提供や助言等の支援を行う」とか「研修や啓発等の取組が効果的に行われるよう市町を支援します」と書いてあるが、この「支援をしていきます」ということを県の考え方として方向性を計画に明記しているから、「原案のままとさせていただきます」と言い切っているかと思う。意見で寄せられている「支援」と県が考えている「支援」の定義が曖昧だと思う。私が現場で感じていることであるが、市民であり県民がいくら求めても、市町の職員が求めなければその支援は届かない、お互い踏み込まないようにしているというのがすごくよくわかる。「支援をしていく方向です」と明記しているから、このままとすると、県民の意見に対して本当に誠実なのか、実際、今起きていることなので、「支援」という言葉で終わってしまうのがすごく歯痒い。今後5年間かけても、県民がいくら連携してほしいとか、お互い支援し合っしてほしいと言っても、職員間で踏み込まないようにしているとかがあるのであればモヤモヤする。

(事務局) 率直な御意見として承らせていただく。県の職員の立場でお答えすることしかできないので、そのように受け止めただければと思うが、県としては、市町の取組が進むように、これまでも取組を進めてきたところ。年3回、市町主管課長会議の中で、研修や、県として市町の支えになれるようなことをさせていただいているところであり、助言、情報提供も求めに応じて当然対応させていただく。県の男女共同参画センターでも親身に対応していると思うので、そのような認識でないとは思っているが、取組の中で、そのように受

け取られないように、もう少し具体的に検討していく必要があるかと思う。

ただ、あくまでも計画なので、どこまで具体的に文章に落とし込むのかというのは、大変難しいところもあるため、包括的に読み取れるような文章となっているが、この5年間、具体的な取組を検討していく中でより効果的なものになればという思いを持って、記載をしているところ。

委員おっしゃる通り、県は各市町のそれぞれの取組が進まない、結局、県としての取組が進まないということである。各担当職員、市町に向けて研修会をしたり、市町担当者どうしのネットワークを作ったりということは、これまでもしているところであるが、各市町で、より取組が進むように法律も改正され進めていこうという方向でもある。この計画では、大きな方向性しか書きぶりとしては記載していないかもしれないが、市町との連携体制の強化に取り組むとともに、市町を含め地域の若者や企業、関係団体とのネットワーク作りを支援するなど、地域の実情に応じた市町の主体的な取組に対して、しっかり支援するなど、具体的な取組については、これからこの計画の方向性のもと進めていきたいと考えている。

(会長)

各企業や各団体については、男女共同参画計画で立てられた目標値を主体的に推進していくことになるかと理解している。そのような中で、県として何ができるのかを考えると、市町村の取組を支援、後押しすることが最も重要な役割ではないかと考える。先ほど、副知事からもお話があったように、このたび国において、総合的に男女共同参画を推進するため、関係機関が連携していく仕組みが整備されつつある。計画の記載の方針はこれでよいと考えるが、委員からの意見はこの計画のもとで実効性をもって推進していただきたいというものだったと理解している。今後、地域との連携やネットワークづくりについては、県が積極的に、また強力で支援・後押しを行っていただきたい。

(事務局)

承知した。本当にその通りだと思う。

(委員)

No.94の意見に関しては、他同様の御意見4件ということで、県民の方々が注目しているポイントなのかなと思う。本質的に、この意見を言ってくださった方たちが求めているのは、もっと県民のリアルな声を拾って欲しいということだったのではないかと感じた。基本的にはこの原案のままでもよいのかもしれないが、今回、市のセンターが閉じるという話で不安になっている方がいらっしゃるという現状があるので、その県民の方の御意見を拾いながらとか、市民の方の声を市と県で丁寧に集めながら、今後どうしていくかということを考えます、といった姿勢が必要だと思う。もちろんそれをしようとしていると思うが、県民や市民の声を拾うという姿勢が一部あるとよ

いかと思う。

(会長) まずは、ニーズ調査などがきちんと行えるように、県として後押ししていただきたいと考える。

(事務局) まずは丁寧に声を聞かせていただくところから始める必要があると思っていますので、各市町の今の実情も含め、丁寧に声を聴いて、県として、何が具体的にできるかを検討していきたいと思う。県の考え方のところも少し検討したい。

(会長) 本審議会言及している箇所が、資料1、4 ページ目の No.16 にあるため、まず当該箇所を確認いただきたい。「県での取組がその人の生き方に対して押し付けとならないように」という文言は不要ではないか、との意見に対し、県の考え方として、「審議会でこういった御意見もあり」という形で返答が記載されている。この返答でよいか、改めて検討いただきたい。

(委員) この回答で述べられている「女性の就労を促進することは、大切なことではあるが、負担に感じる人もいるので配慮が必要」というのは第何回審議会の発言かわかるか。

(事務局) 即座に第何回かは申し上げられないが、「働く」の部分について、統計として表した M 字カーブなどを見たときに、「女性が働けと言われたように感じる、という声も聞く」という御意見を、審議会の中で承っている。例示として、審議会と書かせていただいたが、審議会以外の場でも、同様の意見をいただいている。そもそも男女の格差に着目をして女性の活躍を推進することが、男女平等に資するのであるが、そもそも県の広報啓発みたいところが十分に機能してないから、そういう捉え方されるのではないかと、わざわざ計画に書くこと自体が後退として受け取られるのではないかと、といった趣旨の御意見をいただいているのかと思っている。

(会長) 当該箇所にこの意見を紐づけて記載する必要があるのかについては、疑問を感じている。むしろ、「女性が負担に感じる人もいるので配慮が必要」ということ自体が、女性の選択を阻むアンコンシャス・バイアスである可能性もあると考える。本取組は、変革されにくい意識に働きかけるため、目標値を設定した上で、淡々と推進していくことが重要である。その積み重ねによって社会全体の意識が変化していくことを期待している。最終的に、特定の生き方を押し付けない社会の実現につながると思う。したがって、ここでの指摘の通り、本来、不要な記載ではないか、というのが私の意見である。

(事務局) 事務局としても、御意見としては、ごもつともだと思っている。あくまでも、これは男女共同参画を実現していくための計画であるため、意識の変革みたいなのところも含めて、進めていくことはアファーマティブアクションみたい

なところにも表れており、そもそもそういうところを進めることが大事なのではないかという理念のもと、この男女共同参画社会の実現があるのかなと思う。ただ一方で、意識の押しつけで息苦しさを感じてらっしゃるという御意見もあることは、確かであり、実際の取組において、男女共同参画社会の実現が必要なのは、歴史的な背景や、社会構造の問題があるということをしつかり広報啓発していくというのが大事なのかなとは思う。計画は、男女共同参画社会の実現、また、取組を進めるにあたって大切なこととして、あくまで押し付けるものではないということを明示しながらも、実際の取組の中では、強力に女性活躍や、男女共同参画みたいなところを実際に進めていければと思っているので、そういう御意見に配慮した県の姿勢を見せるという意味で、記載しているところ。

(会長) 本取組は、「県での取組が個人の生き方への押し付けとならない社会」を目指して進めるものである、という未来志向での記載が適切であるように思った。その目標を実現するために、私たちは目標値を設定し、淡々と取組を推進していく必要がある。取組を進めることで社会全体の意識が変化し、結果として、押し付けではなく、誰もが自由に選択できる社会が実現していくのではないかと感じている。

(事務局) 貴重な御意見だと思うので、もう一度、事務局の中で考えさせていただきたい。

(委員) 資料1の21ページのNo.103、資料3の50ページのところ、今まで、JA職員とか、農林業の方に女性を、と言いつけてこられて、今、本当に、女性どころか男性も今、大量に人が辞める時代が来ており、危機的状況で女性推進も急務。しかし、未だに推進されるような取組では間に合わない。もう大引退時代が来て、団体自体の存続に関わる状態になっている。そうではなく、この資料3の50ページに、「本県が設置を目指す滋賀県立高等専門学校」とあるように、具体的に、例えば、福井県だと、アグリカルチャースクールというのを作って、そこで農業をやりたい人を短期的に学習させて、その人たちを認定農業者として育成する。そういったスクールを県が設置して、そこから本当の担い手となるような方を育成したりしている。そういった具体的なものを書かれた方が、本気でどうにかしようとしてくれていると当事者としては感じる。本当に今の実情、地域によっては農村自体も存続が危ぶまれる状態になってきていて、誰もやる人がいなくて、地域の担い手どころか、地域計画にも名前が載らないような地域もあつたりするので、その格差がひどい状態。未だに推進されるようにという言葉よりは、例えば、女性意識改革を進めるための啓発ではなく、研修やそういったものを具体的に

やっています、と書かれた方がよいのではないかなと思った。

(事務局) 御意見として賜る。今男女共同参画計画の策定を進めているところであるが、別途、農業・水産業基本計画も今年度策定の年度である。その中で、具体的な取組等も、十分に検討されて、記載をされていると思う。細かく具体的なことまでこちらからお答えはできないが、滋賀県でも、認定農業者や、地域農業を支える中核の人材育成みたいなどは、もちろん女性も含めて取組を進めていくとしているので、今いただいた御意見を、農業の所管部局の方にも情報提供させていただき、より効果的な取組ができるように進めていければと思う。

(委員) 今の話に追加して、私が去年、講師として登壇した、滋賀県の農業をされている女性や、農業を始めた方達を対象とした講座では、御夫婦でやってる方もいるし、親御さんのものを引き継いでやる方や、ゼロから農業を始めようという方もいて、非常にエネルギッシュで、女性がこんなに農業をしようって頑張っている方たちがいるんだなと思った。例えば、そういう方たちが集まったときに JA の話が彼女たちに紹介されたのか。農業やりたいという方を応援していろいろな事例セミナーをするのはよいが、その後の仕組みとか情報提供、JA の役員のメリットとかどういったものなのかということまで県の方でしていただくというところ、私も新規で農地を他の方からお借りして滋賀県で農業をやっている者として、そうしたものが一切ない。せっかく良い企画を県もしてくださっているのに、そういった集まったときにこそ、情報提供など丁寧にしていくことが必要。小規模で農業をやっている JA なんて入れないとか、少し控えめな方が多いので、せっかくの集まる機会での周知と書くだけでも具体性が上がるのかなと思う。

(事務局) 女性農業者がもっと活躍いただけるように、今年度から講座に取り組み始めたところで、確かに今年度 JA 役員等の話など、情報提供があまりできてなかったのも、また来年度以降もこういった講座を実施していく予定ではあるので、そういった女性が集まるタイミングで JA の役員等の話も一緒に情報提供できる場所としていけたらと思う。

(委員) さっきの押し付けのところに戻ってしまうが、私も会長がおっしゃられたように、なくてもいいかなと思っている。私が最初に質問したときに、セクシャルマイノリティではなく、メインは男女共同参画なのだという答えだったと思うし、私もジェンダーの問題が今だからこそ大事だというのは大いに賛成をしていて、審議会や計画自体が男女共同参画ということを推進するためのものなので、それ自体が押し付けかどうかということよりも、プランの 28 ページ、最初のところに「本計画は様々な場面で男女の間の格差に生じて

いることを踏まえ、男女共同参画の取組を進めるために策定するものですが、性別にかかわらず幸せに感じるため何を大切にしたいかは、一人ひとり違います。」と、この男女共同参画計画というのはそれが押しつけとかどうかということではなくて、構造的に望んだものが実現できないことの格差を解消することにあると思うので、生き方は別に押し付けていることではなくて、全ての人が望む人生を生きられるようにその障壁を取り除いていくということがあると思うので、あえてこの生き方を押し付けしないというのは、私はやはりいらなかなと思った。

(会長) 資料1、5ページ、No.21(アンコンシャス・バイアス)に関する県の考え方の記載についてである。県の回答では「そのための意識啓発に取り組みます」とされているが、意識啓発も重要である一方で、アンコンシャス・バイアスは無意識に内在するものであり、意識啓発のみでは取組として弱く見える懸念がある。むしろ「目標値の達成を目指す」「KPIの達成に向けて取組を進める」といった形で、目標に向かって淡々と構造的な改革を進めることにより、結果として、意識・無意識が変容していくという考え方が重要である。そのため、回答文については、意識啓発に加えて、事業者の取組が進むように支援する、目標値・KPIの達成を促進するなど、より実効性が伝わる表現の方が適切だと感じた。

(委員) 今の会長からの発言に賛同する。やはり制度や取組という外的要因があって、それによって意識が変わるとというのが自然なロジックだと思う。そのため、その点を考慮されたような書きぶり、アンコンシャス・バイアスの押し付けというものは除いた方が良いと思うし、外的なものによって意識が変わるというスタンスで書かれる方がよいかと思った。それに関連して、資料1、No.74、75、80あたりに関わると思うが、事例集を展開したらどうかという意見があり、やってみる価値があるのではないかと思っている。私の個人的な経験ではあるが、2013年か2014年に、厚生労働省のプロジェクトで、全国で極めて離職率が低い中小企業を巡ってヒアリングをして事例集として取りまとめた経験がある。結構、その後、全国の中小企業の方、代表の方も含めてお会いしていると、それを御覧になられたという方が結構いらっしゃったという経験がある。先ほどの取組の話とも繋がるが、他の企業がどんな取組しているかというのは、企業は気になると思う。成功した企業がどんな取組をして意識の変革ができたかとか、あるいは男性の長期育休が実現できたかとか、そういったことを知りたいが案外知る機会がないというのが現状だと認識している。そこで、求めるのが事例集であり、その事例集の中でも、例えばNo.70の中には、「性別を問わず働きやすい職場」のいろん

なトピックとして、「業務分担」とか、「柔軟な勤務」、「休暇取得」、「評価の見直し」等があると思う。これを一つの評価軸にして、例えば、A社は業務分担をこういうふうにして男女共同参画が進んでいったとか、B社は柔軟な勤務形態を活用することによって女性の管理職が増えたとか、そういうような各個別具体的な事例で、軸となるようなトピック、これをやることによってこういう効果が出たというような軸と内容のトピックを挙げる。例えば、私が関わってヒアリングに行った滋賀県の企業・団体では、取組として、「評価・処遇」、「人材育成」、「業務組織・人間関係」といった三つの項目を挙げて、どの項目が、産後育休を取った人の出戻り制度というのを機能させるために、機能しているかといったことを事例として分析したりして書いている。やはり、事例集というものを出して、多くの人たちに横展開して読んでもらって、滋賀県内の好事例というものを知ってもらうというところからまず始めないと、意識の変革に繋がるような外的要因としての取組というのは進まないと思うので、事例集は、予算の関係もあるかもしれないが、されるべきかと思う。

(事務局) 委員の御提案、御意見に対して、私どもも本当に好事例の横展開は大事と考えており、来年度の事業で、滋賀県の女性活躍推進企業認証制度の周知とあわせて、より従業員規模の小さな事業所においても取組が進むように、伴走支援的なコンサルティングをしながら取組を広げたいと思っている。そこでうまくいった事例を集めて横展開していきたいと考えている。先ほど委員から御紹介いただいた企業・団体については、県の認証制度の最高ランク「三つ星企業」になっていただいている。「三つ星企業」は現在全部で15社になっているが、取り組まれる企業さんを増やしていきたいと考えている。

(委員) 今の御意見に関連して、もう一つ事例集をぜひ集めて欲しいという意見として、資料1の21ページのNo.104から106のところ、「御意見を踏まえて、具体的な取組を検討してまいります」だけで考え方をまとめられるほど、すごく良いパートナーシップを持たれて、良い婚姻生活を送られているのかなと感じてしまい、ものすごく切実な思いでこの意見を述べられているのではないかなと共感するところがある。実際、資料3の50ページに、「知事や所属長等によるイクボス宣言を踏まえ」と書いてあり、実際されている方がいるなら、それを事例に、こういうふうにして解決しました、というのを出示してもらったら、この切実な意見を出されている家庭におられる女性は、こうすればだんだん夫婦関係もうまくいくかもと思うかもしれないと思う。今すごくこれが負担になっているが、イクボスや育休と言っても取るだけの人

等も多くて、結局、何もしてくれなくて、女性負担が増えて離婚に至るとい
人も多い状態。離婚訴訟など、裁判所でそういう調停がすごくたくさん増え
ている実態もあるのに、具体的なことを教えてくれないのであれば、滋賀県
より違うところで子育てしようとなるかもしれない。もっと国、滋賀県ではこ
うふうに知事もイクボスと言っているだけあって、これだけやってくれるの
だと思うと、少し違うのではないかなと思ひ、この切実な意見を軽く見ない
で欲しいなという思ひもあり、発言させてもらった。

(事務局)

決して軽く受け止めてこのように書いているわけではないので、情報共
有、事例の展開というのは一つの効果的な取組かと思うので、御意見も踏
まえて具体的な取組を進めていきたいと思う。実際、具体的な事例を挙げて
御意見をいただいているのかとは思ひが、個々の相談に対しては、個別の
相談支援という形で対応していくのかと思ひており、どのような受け止め方
をされるかという観点で、非常に難しいところではあるが、少なくとも、この
御意見を軽んじて記載しているわけではなく、計画への落とし込みというよ
り、実際この計画に基づいて具体的に事業を組み立てて、実行する際の貴
重な御意見として参考させていただくという趣旨で記載しているということ
でご理解いただければと思う。

(委員)

先ほど提案のあった事例集というのは非常にいいなと思う。何年か前も
女性活躍が世間で取り沙汰された頃に発行されていたと思うが、またそれ
から時代が変わって背景も変わった中で、もっと具体的な取組というのを紹
介されるのは良いことかなと思う。特に業界さんによっては様々で、自分の
企業の取組を競争社会の中で表に出せないというところもあると思うが、事
例の横展開によって、業界全体が良い方向に進むのではないかなと思っ
た。現場の方から見ているのと、先生方が見られる視点が違うなと思っ
たのが、制度を作ってそこから意識を変えろということ。私は、現場の方からい
くと、なかなか制度となると従業員等にとってすごく押し付けと感じてしま
うところもあるが、やはり、このプランを作成していく中では、先生方おっし
ゃっているように、制度から意識を変えていくという方に、軸を置いて作って
いった方がいいんだろうなということを学ばせていただいたと感ずる。

女性活躍推進企業認証制度のことがいろんなところで書かれており、特
に資料1、24 ページ 118 番「賃金格差の縮小に向けて、滋賀県女性活躍推
進企業認証制度は具体的なものとして記載されているが、県の取組がどの
ような成果を上げているのかも含めて県民に周知することで、さらなる効果
が発揮されるのではないか。」と書かれているが、確かに、女性活躍推進企
業認証制度の認証企業さんがたくさんいらっやって、特に建設業などはす

ごい数の企業がこの認証制度をとっていると思うが、具体的にどう変わったかというのは全然表に出てなくて、実際に、建設業ではどう変わったのかというのが気になったところ。もし何か数字的なものを県の方で変化や成果があったというデータ等を持っておられるなら教えていただきたい。

あともう一点が、資料3、50ページ22行目で、県立高専のことが書いてあったと思うが、「理工系を目指す女性を育成する観点から検討を行います」と書いているが、今から検討するのか。もし何か案があるのであれば、このプランの中で具体的な方向等を示していただくと理工系を目指す女性がここに技術的な学校があるならと思ってくれるのではないかと思った。

(事務局)

女性活躍推進企業認証制度では、建設業で取得されている企業が多いが、取得して何が良かったかという声も聞かせていただいている。例えば、今まで1日単位でしか取れなかった年休が、認証企業になるために、時間単位で取得できる制度にしたことで、従業員さんからすごく取りやすく、有効に使えるようになった、ということなども聞いている。そういった良かった点なども横展開できるように考えていきたいと思っている。

県立高等専門学校に関して、内容、カリキュラム等、そういうことも含めて、高専の所管課に確認しながらこの文章も作成しており、具体的な検討が進められているというところではあると思うが、現時点でそこまで書けるところがないのかというところで方向性として記載しているというところである。もう少し具体的などが決まれば、この計画の中では書けないかもしれないが、広報啓発の中で十分に展開をしていけるよう、今の御意見も伝えていければと思う。

(委員)

資料3、プランの8ページに関する意見であるが、「社会全体で見た男女の地位の平等感」の二つ目のポチ「様々な男女間格差による影響の可能性がありますが、その背景には、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込みの存在が考えられます。」に対して、資料1、2ページ目の7番目で、「アンコンシャス・バイアスは測れないのではないか」といった御意見があつて、それを受けて滋賀県の考え方の方でも、表現を修正しました、ということが書かれているが、そもそも「固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込みの存在が考えられます」というコメント自体は、「社会全体で見た男女の地位の平等感」に対するコメントというよりも、それぞれの意識、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に同感する、同感しない人の割合」等、各アンケートに共通したコメントに位置づけられるものだろうと思う。それをわざわざ「社会全体で見た男女の地位の平等感」の題目の後に置いているので、「なぜアンコンシャス・バイアスの話がここで出てくるん

だ」という誤解を県民の方に与えた結果、こういうコメントが出てきているの
だろうというふうに理解される。各アンケートの結果については、分析のポチ
だけあればそれでよいのであって、この段階でこのコメントを入れてしまうと
そういう誤解を招くので、ここは全部削除して、最後の 37 行目から、「男女
それぞれに関する固定的な性別役割分担意識は、…」というところで総括
か特記みたいな形で、アンコンシャス・バイアスや性別役割分担に言及され
ているので、この表現を少し工夫して、今なお根強く男女間格差が残ってい
ると思われるということを意識のアンケート結果として記載する中で、最終
的な考え方として、固定的な性別役割分担等がまだ残っているというような
結論に持っていった方がいいのではないかと考える。

(事務局) 御意見、ごもっともと思うので、どのように文章を作るか、もう一度検討さ
せていただければと思う。

元々、会長との事前打ち合わせでも御意見をいただいていたところで、そ
の御意見を踏まえて、わかりにくかったかもしれないが、元々、「社会全体の
地位の平等感にこの無意識の思い込みや、固定的性別役割分担意識が影
響しているのではないか」といった文章にしていたが、「様々な男女間格差
による影響の可能性があります」というふうにして、その男女間格差の背
景にはその意識の存在が考えられるのではないかという総括にしている。た
だ、文章を見てわかりにくいという印象をもたれているので、ここの書きぶり
は、もう一度検討したいと思う。

(委員) 資料1、No.41、資料3の34ページの、「あらゆる暴力やセクシャルハラ
スメント等の根絶」のところの意見があったが、学校の現実としては、1年生
から6年生まで「生命の安全教育」を系統的にやっている。これに関して
は、資料1の9ページに書いてある意見の通り、命を大切するとか、加害者
にならない、被害者にならない、傍観者にならないといことを6年間かけ
て、小学校ではやっている。性教育等に関しても、学年にはよるが、3年生
から6年生までは性教育として、1年生、2年生については、生活科等で自
分の体のことについて学習している。資料3、34ページ、24行目に記載の
「あらゆる暴力やセクシュアルハラスメント等の根絶」の項目でいくとこのま
までいいのかなと思うし、前のページに書いてあることも含めてもらっても
よいと思ったが、とにかくいろんなことを知って、自分の体を守ること
については、系統的に学習している。資料3、プランの28ページのところ
について、学校の考え方として、「一人ひとり考えていることは違います、一人
ひとりを大事にし、一人ひとりを尊重しながら」といった文はなくても、それが
子どもたちに対して、押し付けているということではなくて、自分で考えて行

動できる子どもを育てようとしているので、決して子どもたち全員が押し付けられているとならないよう、普段、各学級で担任が指導している。学校でも文章を作るときもこういう文章をつけてしまいたくなるが、みんなを信じてこの先こうやっていきたいなという部分であれば、押しつけという言葉はなくてもいいのかなというふうに感じた。

(委員)

皆さんのお話を聞かせていただきながら本当に勉強になるなということしかなくて皆さんそういうことを考えておられるんだなと感じた。我々、民間企業もまだまだ至らぬ点があるなと感じている。その中で、我々としては、男性女性関係なく働きやすい職場をつくる。そうしないと新卒採用が非常に厳しく、本当に人口減少で子ども・若年者の数も減っていて、なかなか採用ができないので、我々としては子育て支援であるとか、介護支援等に取り組んで、少しでも長く安心して働いていただけるような職場づくりに取り組んでいる。

今年の1月から、「下請法から取適法」に法改正になり、去年の暮れから今年にかけて、大手企業を中心に取引先へ支払サイトが60日以内とか翌月に短くなっている。これは、やはり意識ではなくて制度が変わったからだと思う。そのため、やはり意識を変えるために、もちろん行動を変えないといけないが、法制度が変わると現実がそういうふうになるので、そういった形で女性活躍をうまく企業の採用と成長に繋がるような、何かそういった方向性が目に見えると、企業も取り組みやすくなると思う。

(委員)

資料1の24ページの男女間賃金格差というところについて、現場の実態というところも踏まえて、やはり記載されている通り、考え方の中でも「二者択一を迫られることなく」といったところは、まさしくその通りで、どのような制度をどのような労働条件、どのようなものがあるのかといったところは、我々の労働組合としては、いろんな企業、いろんな組織、横連携、さらには地域・地方において様々な仕組み仕掛け、取組をしながら、大小関係なく、いろいろ意見交換もしながらされているかと思う。ただそれはやはり労働組合がある企業だけのことで、労働組合がある組織ができているところというのはまだまだ少ないところでもあるので、やはりこの非正規も含めてとか、中小企業も含めて、いろんな取組を参考事例として展開できるような取組というのを、本計画に明記されている原案のままというのには特に問題はないかと思っているが、そういったところも意識した取組なればいいなと思う。

(委員)

本当にいろいろ勉強させられることがあり、ここまでのものを作るのは大変だっただろうというのが率直な感想である。現行の計画の成果と対照しながら見ていくともっとわかりやすいのかなと思った。資料1の意見の中に、

プラン 2025 からさらに進められているという御意見があったり、全く逆で、プラン 2025 より消極的に感じるとかいろんな意見があるのを見て、やはり人によって感じ方はいろいろだと思うし、仕方がないことだが、やはり、プラン 2025 から成果があって、次どうかというのがわかると、すごくわかりやすいなと思った。

あと、イクボスのことが書いているが、イクボスを始めた当時は、そういう考え方がない上司ばかりという状況でイクボスと言っていたが、下の方が上がっていくと、もうイクボスは当たり前になって、今更イクボスがどうこうという話ではなくなると思うので、その辺の言葉も今後、もしかしたら消えていくかもしれないと思う。そういう考えも大事かなと思う。

(委員)

資料 3 の 31 ページと 32 ページに関して、32 ページの 6 行目に、「小学校における…」の文章に関して、小学校とか中学校とか、高等学校で具体的にどういう取組をするかというのを書かれているが、31 ページ、「②主体的な学習の促進」のところで、29 行目の「大学生等の…」というところには、「アンコンシャス・バイアスにとらわれず、自ら考え、主体的に男女共同参画に取り組めるよう、人材育成を行います」と書いてあるが、具体的にどういう取組をされるのかがもし決まっていれば、もう少し具体的に書いた方がいいのかなと思った。

(事務局)

例えば、「ジェンダーとスポーツ」とか「ジェンダーとメディア」等いろんなテーマをもとに学んでいただいて、その中でグループワークでの議論をしていただいて、最後、成果発表みたいなこともしてもらおうといった事業を想定しているが、この計画自体が 5 年間の計画ということもあり、変わっていく可能性もあるということも踏まえて一旦はこういった大まかな取組の方向を記載させていただいているところ。もちろんこの計画を皆さんに知っていただくということも大事だと思っており、別途、皆様に事業周知をさせていただければと思っている。

(委員)

今回、パブリックコメントでたくさんの御意見が出てきていることに、すごくびっくりしたとともに、これも、長年取り組まれた一つの成果ではないかなと思う。多くの方が意識を持たれていて自分ごとの問題意識として、捉えられている結果ではないかなということも思った。何か構造を変えていくということのお話が今回出てきたと思うが、やはり変わっていくときというのは、いろんな問題もあると思うし、いろんな御意見が出てくるのではないかなと思った。その中で、男女共同参画推進をぶれずに、いろんな混乱や声があるということも受け止めながら進めていくことが大切なのかなと思った。私自身は心理士なので、普段、個々のいろんな考え方や生き方に寄り添うという

ことを大事にしているが、そういう形で貢献できるところもあるのかなと思った。あと、お一人お一人の考え方に寄り添うのもとても大事であるが、いろんなところで対話をしていくということもすごく大事なんだろうなということも痛感させられたので、本当に一人ひとりの考え方に寄り添いながらもいろんな意見を折り合わせて前に進んでいくという、そういった対話ということも今まで以上に仕掛けとして作っていただくとともに、その中で信じてできることをやっていきたいなということを思った。

(会長) 確認したいが、「臨床心理士」という言葉の方を、使われているか。「公認心理師」という言葉がなくてよいか。

(委員) 公認心理師さんが国家資格なので、おそらく行政の方では、優先的に名称として使われると思う。ただ臨床心理士の方がより、歴史的には臨床に携わっているので、それを含めてというか、他で出てくるところがあるのかなとは思っている。

(会長) 記載として、「臨床心理士」のみであったかもしれないため、その場合、「公認心理師」の文言も併記しておくといいのではないかなとは思った。